

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月7日（平成30年（行情）諮問第72号）

答申日：平成30年7月17日（平成30年度（行情）答申第177号）

事件名：審査請求一覧（情報公開）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政不服審査法による審査請求に対して、諮問の時期（期間）が記載されている文書又は時期（期間）が推定することができる文書（直近年度のもの）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「（1）審査請求一覧（情報公開）（2）審査請求一覧（個人情報保護）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月27日付け厚生労働省発総0927第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
文書特定に誤りがある。
法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

- ア 審査請求人は、平成29年7月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「行政不服審査法による審査請求に対して、諮問の時期（期間）が記載されている文書又は時期（期間）が推定することができる文書（直近年度のもの）」に係る開示請求を行った。
- イ これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で、本件審査請求を提起したものである。

なお、原処分は、法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関す

る法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）に基づく処分に対する審査請求について対象文書を特定したものであり、その他の法律に基づく処分に対する審査請求については、平成29年9月29日付け厚生労働省発総0929第3号により別途開示決定を行っている。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、下記(3)アで説明する「審査請求一覧」を本件対象行政文書として特定し、法5条1号に掲げる不開示情報に該当する部分を除き開示するとした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(3) 理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「行政不服審査法による審査請求に対して、諮問の時期（期間）が記載されている文書又は時期（期間）が推定することができる文書（直近年度のもの）」に関して行われたものである。

処分庁においては、法及び行個法に係る審査請求について、「情報公開事務処理の手引（平成29年3月厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室）」（以下「事務処理の手引」という。）で定められた事務処理様式第4号「審査請求一覧」を作成し、審査請求の受付、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問及び審査会から交付された答申書を踏まえた裁決等の事務処理について、進捗状況等を管理しており、当該審査請求一覧（直近である平成29年8月末時点のもの）を本件対象行政文書として特定した。

なお、当該文書については、「法に係る審査請求一覧」、及び「行個法に係る審査請求一覧」が存在し、審査請求に係る受付番号、諮問番号、答申番号、審査請求の種類、開示請求の内容、原処分決定内容、審査請求の内容、処分庁、審査請求人、請求書受付日、諮問期限、諮問日、答申日、裁決期限、裁決／取下等日、裁決内容、処理期間、処理状況、所管課、担当者（情報公開文書室）、及び担当者（審査会）が記載されている。

イ 本件対象行政文書の不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号の不開示情報

原処分により不開示とした部分には、審査請求人である特定個人の氏名が記載されている。

特定個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできない

が、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書特定に誤りがある。法5条1号に該当しない。」旨主張しているが、本件対象行政文書の特定については、上記(3)のアで示したとおりであり、また、不開示情報該当性については、上記(3)のイで示したとおりである。

(5) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成30年2月7日付け厚生労働省発総0207第3号により諮問した平成30年(行情)諮問第72号に係る諮問庁理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、下記のとおり補充して説明する。

記

(1) 理由説明書の「(3)理由イ本件対象行政文書の不開示情報該当性について」において、「(ア)法5条1号の不開示情報」について説明しているが、法5条2号イにも該当すると判断し、下記(2)のとおり、不開示情報該当条項を追加して説明するものである。

(2) 対象行政文書について、「審査請求人」欄を不開示としているところであるが、当該不開示部分には、法人その他の団体に係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報についても記載されていることから、これを公にすることにより、当該法人等が、どのような開示請求を行ったのかという事実を、他の法人が知ることで、「競争上の地位その他正当な利益」を害するおそれがあると考えられ、法5条2号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 平成30年2月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 同年5月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年6月22日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同年7月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

- (1) 本件請求文書について、処分庁は、法及び行個法に基づく処分に対する審査請求に関して、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、文書特定に誤りがあり、また、同号に該当しないとして、原処分の取消しを求めている。なお、法及び行個法以外の法律に基づく処分に対する審査請求に関しては、処分庁は、該当する行政文書を特定し、審査請求人に対して別途開示決定（平成29年9月29日付け厚生労働省発総0929第3号）を行っている。
- (2) 諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした原処分について、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示理由に同条2号イを追加した上で、不開示としたことは妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の特定について、理由説明書（上記第3の1（3）ア）において、以下の旨を説明し、本件対象文書を特定したことは妥当であるとする。

ア 処分庁においては、法及び行個法に係る審査請求について、事務処理の手引で定められた事務処理様式第4号「審査請求一覧」を作成し、審査請求の受付、審査会への諮問、審査会から交付された答申書を踏まえた裁決等の事務処理について、進捗状況等を管理しており、当該審査請求一覧（直近である平成29年8月末時点のもの）を本件対象文書として特定した。

イ 本件対象文書については、「法に係る審査請求一覧」、及び「行個法に係る審査請求一覧」が存在し、審査請求に係る受付番号、諮問番号、答申番号、審査請求の種類、開示請求の内容、原処分決定内容、審査請求の内容、処分庁、審査請求人、請求書受付日、諮問期限、諮問日、答申日、裁決期限、裁決／取下等日、裁決内容、処理期間、処理状況、所管課、担当者（情報公開文書室）、及び担当者（審査会）が記載されている。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

ア 上記（1）の審査請求一覧については、法及び行個法に基づく処分又は不作為に対して厚生労働大臣が受け付けた審査請求の全てを対象として、進捗状況を管理するためのものであり、また、裁決、取下げ等により処理が完了した場合は、処理の完了日が属する年度の年度末

まで掲上し、年度が変わった時点で削除することとしている。

本件対象文書は、本件開示請求の受付（平成29年7月31日）後に進捗状況を追加して記載したことから、原処分時（同年9月27日）に対して、直近の同年8月末時点のものを特定した。したがって、本件対象文書には、同年3月31日以前に受け付けた審査請求については、同年4月1日から8月末時点までに完了したもの及び同月末時点で未完了のものが掲上され、同年4月1日から8月末時点までに受け付けた審査請求については、全てが掲上されている。

イ 本件対象文書は、事務処理の手引で定められた進捗管理表であり、審査請求の受付日から、審査会への諮問日、答申日を経て、裁決日までの進行管理上必要な事項が網羅された唯一の文書であり、本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有していない。

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明は、審査請求の進捗管理等の事務に基づくものであり、不自然、不合理であるとはいえず、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、原処分で不開示とされた部分は、「審査請求人」欄の全ての記載である。

当該部分には、審査請求人である個人（弁護士及び行政書士を除く。以下同じ。）の氏名、法人等の名称及びその代表者の氏名、弁護士の氏名若しくは行政書士の氏名又は審査請求人の代理人である個人の氏名若しくは弁護士の氏名が記載されていることが認められる。

(1) 当該部分のうち、個人の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分のうち、個人の氏名は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 当該部分のうち、弁護士の氏名及び行政書士の氏名は、事業を営む個人の当該事業活動の一環としての審査請求人若しくは審査請求人の代理人である場合には、これを公にすると、どのような開示請求に関わったかという事実が明らかとなり、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当であり、また、業を離れた個人としての審査請求人若しくは審査請求人の代理人である場合には、上記(1)と同様の理由により、同条1号に該当し、不開示とすることが妥当であ

る。

- (3) 当該部分のうち、その余の部分である、法人等の名称及びその代表者の氏名は、これを公にすると、当該法人等が、どのような開示請求に関わったかという事実が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び2号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子